

勤務条件に関する措置要求について

○制度概要

1 措置要求ができる職員

一般職の職員（一般行政職員、教育公務員、消防職員、任期付職員、再任用職員、会計年度任用職員、条件付採用期間中の職員、臨時的任用職員）であれば、常勤、非常勤を問いません。ただし、企業職員及び単純労務職員は、措置要求をすることができません。

2 措置要求の対象となる事項

- (1) 給与、勤務時間、休憩、休日、休暇等に関する事項
- (2) 昇任、降任、転任、免職、休職及び懲戒の基準に関する事項
- (3) 労働に関する安全、衛生に関する事項
- (4) 執務環境、福利厚生等に関する事項

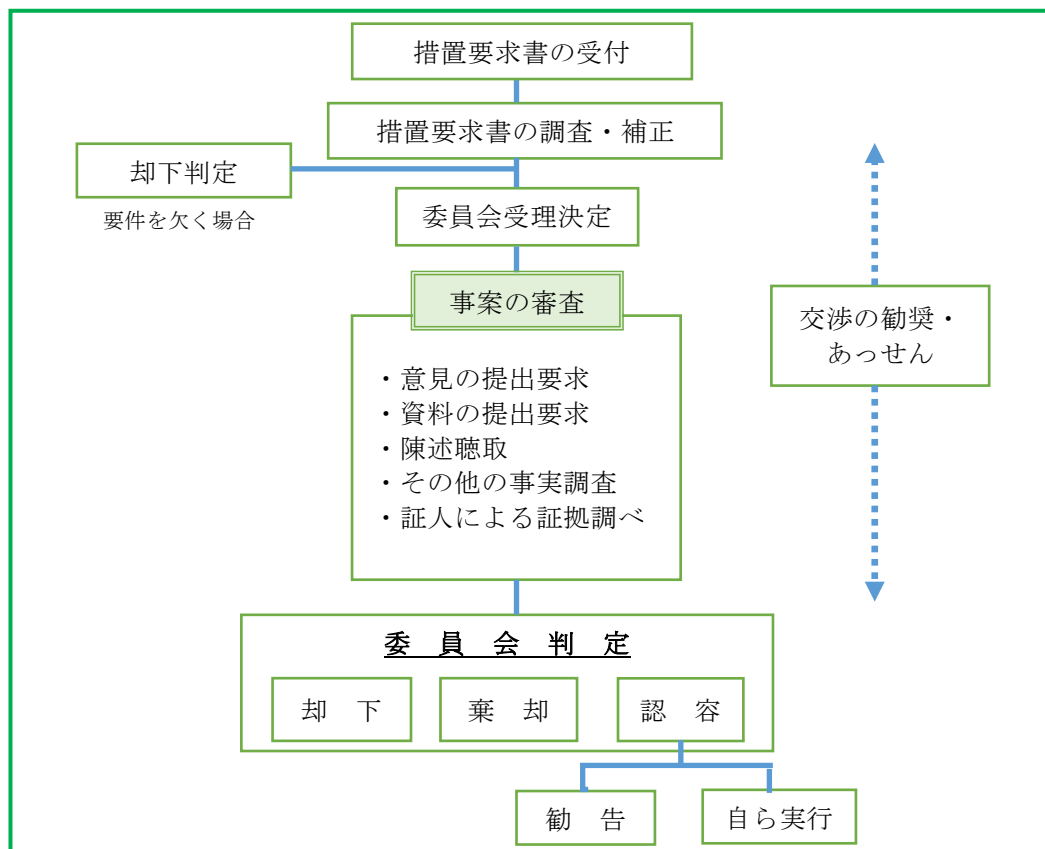
3 措置要求の対象とならない事項

- (1) 勤務条件に該当しない事項
- (2) 地方公共団体の管理運営事項に該当する事項
 - ・ 地方公共団体の組織に関する事項
 - ・ 行政の企画、立案及び執行に関する事項
 - ・ 予算の編成及び執行に関する事項
 - ・ 議案の提案に関する事項
 - ・ 職員定数の決定及び配分に関する事項
 - ・ 任命権の行使に関する事項
- (3) 地方公共団体の権限に属さない事項

4 措置要求の流れ

措置要求をしようとするときは、書面でしなければなりません（行田市職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則第2条第1項）。

措置要求の審査手続の流れは、次のとおりです。



問合せ：公平委員会（本庁舎2F 監査委員事務局内）

TEL 048-556-1111（内線324）